

利 根 町 教 育 大 綱

(令和 7 年度～令和 1 0 年度)

～どの子も活かし，どの子も伸ばす～

令 和 7 年 3 月

利 根 町

利根町教育委員会

は じ め に

私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化の進展や自然災害、感染症のリスクの増大等、大きく変容しており、未来を見通すことが容易ではない状況が続くと見込まれます。このような不透明な時代の中、どのような状況にあっても自ら考え、行動し、未来を切り拓くことができる健やかでたくましい子どもを育むことは、未来へ向けての「まちづくり」には欠かせません。

私は、すべての町民が自らの夢に向かって、希望や幸福感を実感できる「まちづくり」を目指しています。このことは、誰一人取り残さない、持続可能で多様性のある地域社会を実現することと通じています。これは、世界共通の目標であるSDGsの考え方にも沿ったものです。

令和5年度には、町にとって大きな変容がありました。

一つは、「利根町みんなのまち基本条例」が制定され、施行されました。本条例に基づき、町民の多様な参加の機会を提供し、町民参加が進むことで協働によるまちづくりを推進していくことを定めたものです。

そしてもう一つは、町内の三つの小学校を統合し、「利根小学校」が開校しました。利根町は、小学校が1校、中学校も1校のコンパクトな町となりました。多くの友だちと切磋琢磨し、心身ともにたくましい子どもたちを育みます。小学校は統合されましたが、このことを戦略的に捉え、教育環境の整備と充実を図っていきます。

利根町では、「まちづくり」は「ひとづくり」という考えのもと、町長部局と教育委員会が一体となって、これからの社会環境の変化や時代の要請などに適切に対応しながら、人材の育成に努めてまいります。

子どもたちが出身地を尋ねられた時に、誇りを持って「茨城県の利根町です！」と胸を張って答えられる「まちづくり」、「ひとづくり」を進めてまいります。

令和7年3月

利根町長 佐々木 喜章



目 次

1	教育大綱策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	教育大綱とその他の計画との関連・・・・・・・・	2
3	教育大綱の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	グランドデザイン・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5

1 教育大綱策定の趣旨

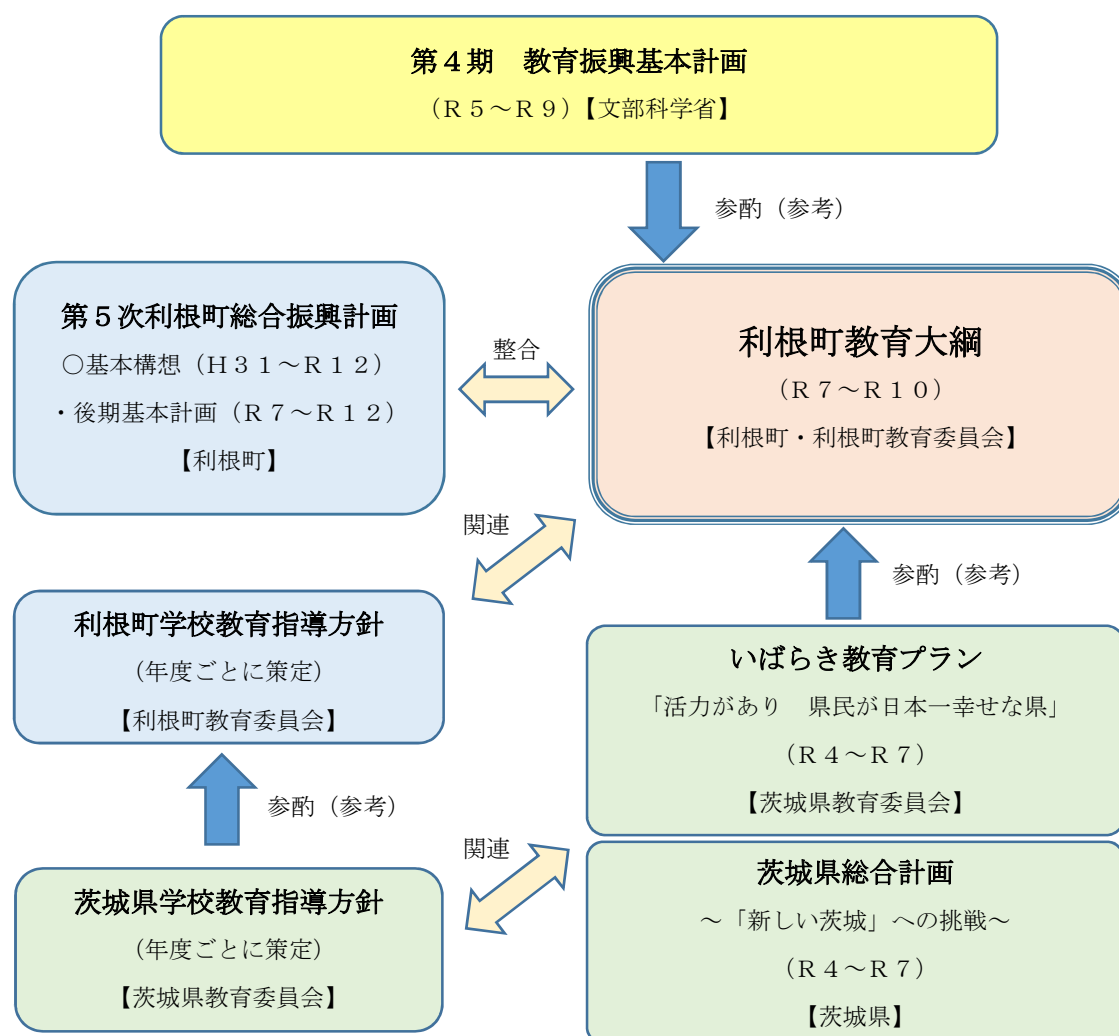
本町では、平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、教育委員会とより一層連携を図りながら教育行政を推進することを目的に、国の教育振興基本計画の基本的な方針や県の教育プランを参酌し、町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針を定めた「利根町教育大綱（以下「教育大綱」という。）」を策定いたしました。

現在の教育大綱の対象期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間としており、この間、本町の教育振興基本計画として位置付けている「第5次利根町総合振興計画」及び本町の教育目標に基づき、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、わが国の社会経済情勢における少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化に対応するため、町では、「第5次利根町総合振興計画」前期基本計画に引き続く後期基本計画を令和7年3月に策定したことから、その整合を図るため、教育大綱を改訂するものです。

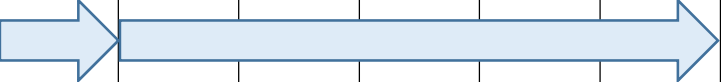
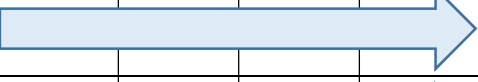
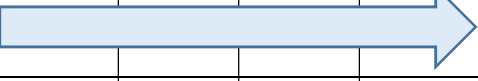
2 教育大綱とその他の計画との関連

教育大綱は、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、国の「第4期 教育振興基本計画」及び茨城県の「いばらき教育プラン」等を参酌するとともに、「第5次利根町総合振興計画」等、町の計画と整合性を図りながら、重点的に取り組む目標や施策の根本となる方針を示したものです。



3 教育大綱の対象期間

教育大綱の対象期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とし、「第5次利根町総合振興計画後期基本計画」との整合を図ります。また、対象期間中においても、教育をめぐる社会状況の変化や国の教育振興基本計画の変更等があった場合には、その都度必要な見直しを検討します。

年度 計画	R4 2022年	R5 2023年	R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年	R10 2028年
第4期教育振興基本計画 (R5～R9)							
いばらき教育プラン (R4～R7)							
茨城県総合計画 (R4～R7)							
第5次利根町総合振興計画 ・基本構想 (H31～R12)	基本構想 (H31～R12)						
・後期基本計画 (R7～R12)				後期基本計画 (R7～R12)			
利根町教育大綱 (R7～R10)				利根町教育大綱 (R7～R10)			

- 4 基本方針 「誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり」
- 5 教育目標
- ・水と緑を愛する 心豊かな人間性の育成
 - ・伝統と文化を育み 共に学ぶ活動の育成
 - ・奉仕活動等を通じた 思いやりのある心の育成
 - ・語らいのある 明るい家庭の育成
 - ・未来にはばたく 青少年の育成
- 6 教育理念 「どの子も活かし，どの子も伸ばす」
- 7 基本施策

(1) 特色ある学校教育の推進



子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を培うため，充実した教育環境の中で安心して成長できるまちを目指します。

○豊かな教育環境づくり

児童・生徒が健康で快適に学校生活を送ることができるよう，学校施設等の適切な運営・管理に取り組みます。

主な取組① 学校施設の計画的な修繕・改修の推進

- ・ 町学校施設長寿命化計画に基づき，中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ，学校施設の機能・性能を確保します。

主な取組② 学校給食による健康づくりの推進

- ・ 地元食材を取り入れた給食など，安全でバランスよく栄養摂取ができる給食を提供できるよう努めます。

- ・ 学校給食施設・設備等の適正な管理により，安全安心な学校給食を提供できるよう努めます。

○義務教育の充実

子どもたちが社会や人生をより豊かなものにしていくための教育環境を整えます。

主な取組① 確かな学力を育む教育の推進

- ・ 新しく就学する児童・生徒が，円滑に入学できるよう必要な支援を行います。
- ・ 児童・生徒一人ひとりの学習意欲や学力の向上を目指し，非常勤講師や特別支援教育支援員の配置，町標準学力状況調査テストの実施等に取り組みます。
- ・ 子どもたちが，楽しみながらコミュニケーション能力や国際感覚を育めるよう，英語学習の充実を図ります。
- ・ 課題設定・解決能力や論理的思考力，創造力を育む教育プログラムに取り組みます。
- ・ 子どもたちの学びをより充実させるＩＣＴ環境については，授業で支障なく活用できるよう整備・運用します。

主な取組② 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 安定的，計画的な教材整備等により，児童・生徒が豊かな人間関係形成のための教育活動を得られるよう取り組みます。
- ・ 児童・生徒が多様な体験をし，見聞を広め，自ら学び，考える力を育むための社会科見学等を行えるよう支援します。
- ・ 全ての子どもが自主的に読書活動を行い，人生を豊かにより深く生きる力を身に付けていけるよう，学校図書館においては，

教育活動に必要な資料の充実に努めるとともに、司書教諭、学校司書による児童・生徒の支援等により、学校図書館の利用促進に努めます。

- ・ 町図書館との連携を密にして、学校図書館の読書環境の充実と読書活動の推進に取り組みます。
- ・ 戦争のない社会を実現させるために、平和に関する教育を継続して実施し、次世代へ恒久平和の重要性を深めるよう努めます。
- ・ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、児童・生徒の実態に即した指針となる計画を策定し、教育活動を通じて、互いの人権を尊重し明るい社会を築いていこうとする力を育みます。
- ・ 児童・生徒及び保護者が抱える諸問題の改善や早期解決を目的に、専門の教育相談員及び特別支援教育相談員並びにスクールソーシャルワーカーによる適切な指導・助言等を行います。
- ・ 子どもたちが学校生活の中で、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整えます。

主な取組③ 健やかな体を育む教育の推進

- ・ 体力テストを実施し、専門の講師による授業を行うなど、体力テストの結果に応じた児童・生徒の体力づくりに取り組みます。
- ・ 児童・生徒の健康管理をサポートするため、健康診断を実施し、結果に応じて疾病の予防を行うなど適切な事後措置を行います。

主な取組④ 配慮を必要とする児童・生徒への支援の充実

- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が学校生活や学習上

の困難を改善または克服できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援を行います。

- ・ 不登校児童・生徒の居場所となる適応指導教室や、児童・生徒や保護者の相談支援等を行う町総合教育センターの管理運営に取り組みます。
- ・ 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- ・ 必要に応じ、日本語を母国語としない児童・生徒をサポートするための人員の配置に努めます。
- ・ 障がいのある児童・生徒や、経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、円滑に教育を受けられるよう努めます。

主な取組⑤ 学校の安全対策と安全教育の充実

- ・ 安全で楽しい学校生活を送れるよう、学校施設の安全対策を講じるとともに、児童・生徒への安全教育の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちが安全に徒歩や自転車、バスで通学できるよう、登下校における安全対策に取り組みます。

主な取組⑥ 教職員の資質向上

- ・ 教職員の働きやすい環境づくりを目指し、教職員の適正配置や学校運営指導員の確保を行います。
- ・ 町総合教育センターを中心に、教職員の資質・能力の向上に関する研修や若手教職員等の課題に対応する研修などを行います。
- ・ 教職員の心身の健康管理をサポートします。

主な取組⑦ 幼保小連携・小中一貫教育の推進

- ・ 小学校就学予定者が円滑に小学校教育に接続できるよう、幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続に努めます。
- ・ 障がいのある幼児や児童・生徒が円滑に就学または進級できるよう、適切な支援を行います。
- ・ 児童・生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を行うため、小中一貫教育を推進します。

○学校と地域の連携強化

児童・生徒が安全に学校生活を送れるよう、地域と連携した学校運営に取り組みます。

主な取組① 地域における子どもを育む環境の整備

- ・ 学校と地域が一体となって子どもたちを育む場所として、町総合教育センターを拠点としたコミュニティ・スクールの運営を支援します。

主な取組② 地域における子どもたちの安全確保

- ・ 学校と家庭・地域による連携体制を整え、犯罪や事故から子どもたちを見守る活動に取り組みます。
- ・

(2) 誰もが学ぶことのできる生涯学習の推進



子どもからお年寄りまで、誰もが学び続けることができるまちを目指します。

○学びの機会と場の充実

誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って自分らしく人生を送れるよう、多様な学習機会の提供に取り組むとともに

に、学習活動等を行う人が安心して快適に生涯学習施設を利用できるよう支援します。

主な取組① 多様な学びの機会の提供

- ・ 町民の学習意欲を促進させるため、町民ニーズに沿った参加しやすい学習講座を開催します。
- ・ 町図書館における各種サービスの向上に努めるとともに、町民のニーズに沿った講座等を開催するなど、町民が本に触れる機会が増えるよう努めます。

主な取組② 効果的な情報発信・提供の推進

- ・ 生涯学習活動に関する情報を積極的かつ効果的に提供します。

主な取組③ 学習施設の適正管理及び利用促進

- ・ 町生涯学習センターは、施設の適正な管理を行うとともに、町民ニーズを踏まえた運営の充実を図ります。
- ・ 町文化センターは、老朽化が進んでいるため、町民が安心して利用できるよう、施設の修繕・整備の充実を図ります。
- ・ 町図書館は、施設の修繕・整備を行うとともに、デジタル化を含めた利用者の利便性向上を図ります。
- ・ 町民の交流や活動の場として町健康増進等複合施設に設置するスペースについては、利用が促進されるよう運営に取り組みます。

○子どもたちの育ちを豊かにする学びの機会の充実

子どもたちが家庭や地域の中で、より豊かな人生を送ることができるよう、学外での交流や体験ができる機会の充実や家庭教育の充実、青少年の健全育成に取り組みます。

主な取組① 子どもの体験活動の充実

- ・ 地域の伝統文化や自然科学などについて、体験を通して学ぶことのできる活動の充実を図ります。
- ・ 早期に英語に慣れ親しみ、英語に関して興味関心を深められるよう、学校教育と連携した英語教室を行います。
- ・ 日常から離れた場所での学習活動を通じて、自然の素晴らしさを体験するとともに、児童相互の交流を深める機会の創出に努めます。

主な取組② 子どもの読書活動の推進

- ・ 町子ども読書活動推進計画に基づき、社会教育と学校教育の両面から読書活動を推進するとともに、家庭や地域、学校図書館、町図書館が連携し、社会全体が一体となった読書環境づくりに努めます。
- ・ 子どもたちが読書習慣を身につけられるよう、成長段階に応じた講座等を開催するなど、本に親しむきっかけづくりを行います。

主な取組③ 家庭教育の充実

- ・ 児童・生徒の保護者を対象に、家庭教育に関する学習及び意見交換の場を提供します。

主な取組④ 青少年の健全育成

- ・ 地域の中で青少年が安心して成長していけるように、見守り活動等を実施する団体等を支援します。
- ・ 二十歳を迎えた方を祝福するための「はたちのつどい」を行います。

(3) 地域づくりを支える文化芸術・生涯スポーツの推進



文化芸術・生涯スポーツを通じて、人と人との交流や町への愛着を深めることができるまちを目指します。

○文化芸術の振興

生涯を通して文化芸術に親しみ、心豊かな人生を送ることができるよう環境を整えるとともに、地域の歴史文化を語る資源を後世に残し、伝えていけるよう取り組みます。

主な取組① 文化芸術活動の推進

- ・ 多くの町民が幅広く文化芸術に触れることができるよう、文化芸術に関する催しや団体の活動をサポートします。
- ・ 音のまち T O N E などの自身の学習や活動の成果を発表する機会を提供します。
- ・ 町民が講師となり主体的に講座を行うふれあい楽集を通して、生涯学習ボランティアの養成を図ります。

主な取組② 文化財等の適正な保存・継承

- ・ 利根地固め唄をはじめとした、県・町指定文化財の保護と継承に努めます。
- ・ 町歴史民俗資料館資料の適正な整理、保存に努めるとともに、歴史資料のデジタル・アーカイブ化を進めます。

主な取組③ 歴史文化に触れる機会の充実

- ・ 本町の魅力を再発見し地域に愛着が持てる機会の提供や町歴史民俗資料館の展示に取り組みます。
- ・ 歴史ボランティアを養成し、ふれあい楽集と連携した様々な歴

史に関する取組を推進します。

- ・ 日本民俗学の父・柳田國男が少年時代に過ごした旧小川家や関連する資料等を公開する町柳田國男記念公苑の適切な管理・運用に努めます。

○生涯スポーツの推進

いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの環境づくりを目指します。

主な取組① スポーツの機会の提供

- ・ 生涯にわたり自らの健康を保持増進できるよう、町民運動会やスポーツ教室等、スポーツに触れる機会を提供します。
- ・ 地域ボランティアや学校等の協力のもと中学校部活動から地域クラブ活動に移行を行い、地域人材の活用を促進し、地域クラブ活動の活性化を図ります。
- ・ 町民と学生等との交流を通じたスポーツの機会を日本ウェルネススポーツ大学との連携・協力により創出します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携・協働により、ニュースポーツを含めた誰でも楽しめるスポーツ活動の普及促進に努めます。
- ・ スポーツによるまちづくりを進めるため、町健康増進等複合施設の活用によるeスポーツに触れる機会の創出を図ります。

主な取組② スポーツの施設の適正管理

- ・ 地域の運動・スポーツの場として体育施設の適正な管理運営に努めます。

主な取組③ スポーツ活動の支援と人材育成

- ・ 町内外の外部人材の協力等を得ながら，町内各種スポーツ団体の育成及び活動支援を行い，誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ，楽しむことができる環境を整えます。

主な取組④ スポーツ技術・競技力の向上

- ・ スポーツ活動を通じて町民や町外在住者との親睦を深めるスポーツ大会の開催を支援します。

「SDGs の 17 の目標」

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015 年の国連サミットで採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標で、誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標です。

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる。	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	8 働きがいも経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。	14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	15 陸の豊かさを守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	10 人や国の不平等をなくそう 	国内及び国家間の不平等を是正する。	16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。	11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。		
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する。	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

